

● 政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を達成するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国成長に取り込む必要があるというが、政府全体としての基本的立場であること、経済連携の推進は、「第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」においても、喫緊の重要政策課題とされており、また第183回国会総理大臣施政方針演説においても取り上げられていること、更に、税関分野における貿易の円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなることから、当該目標を「重点目標」として設定しています。

我が国経済の成長・発展基盤の再構築と世界経済の持続的発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、ASEAN（東南アジア諸国連合）を中心とするアジアに切れ目のない市場を創出し、成長著しいアジア諸国の需要を取り込むことなどにより、我が国経済の成長力を強化していく観点から、ADB（アジア開発銀行）、JICA（国際協力機構）、及びWCO（世界税関機構）との連携を戦略的支柱にして、アジアにおける貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追及していきます。

さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、日中韓の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第183回国会 総理大臣施政方針演説

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

知的財産推進計画2012（平成24年5月29日知的財産戦略本部決定）

第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について

（平成25年1月25日第3回日本経済再生本部における総理指示）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

業績目標 5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

① **業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進**

自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を達成するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場です。また、経済連携の推進は、「第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」においても、喫緊の重要政策課題とされており、また第183回国会総理大臣施政方針演説においても取り上げられております。こうした観点から、当該目標を「重点目標」として設定しています。

① WTOにおける取組

WTO ドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（アンチダンピング税）等の貿易規則の明確化・拡充をも対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

平成23年12月のWTO第8回閣僚会議の議長声明では、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性は低いことを率直に認めつつも、交渉を諦めることなく、先行合意等のこれまでと異なる交渉アプローチを探求することとされました。平成24年6月のG20ロスカボス・サミットで、斬新で信頼性のあるアプローチを追求するとのコミットメントが再確認され、進展が可能な特定の分野における成果も含めてドーハ・ラウンド交渉の妥結に向け作業を継続することとされました。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国への関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉に積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

② E P Aにおける取組

アジア・太平洋地域及び東アジア地域においては、日韓、日豪、日モンゴル、日カナダ、日コロンビア、日中韓、R C E P（東アジア地域包括的経済連携）といった経済連携交渉の推進を目指します。

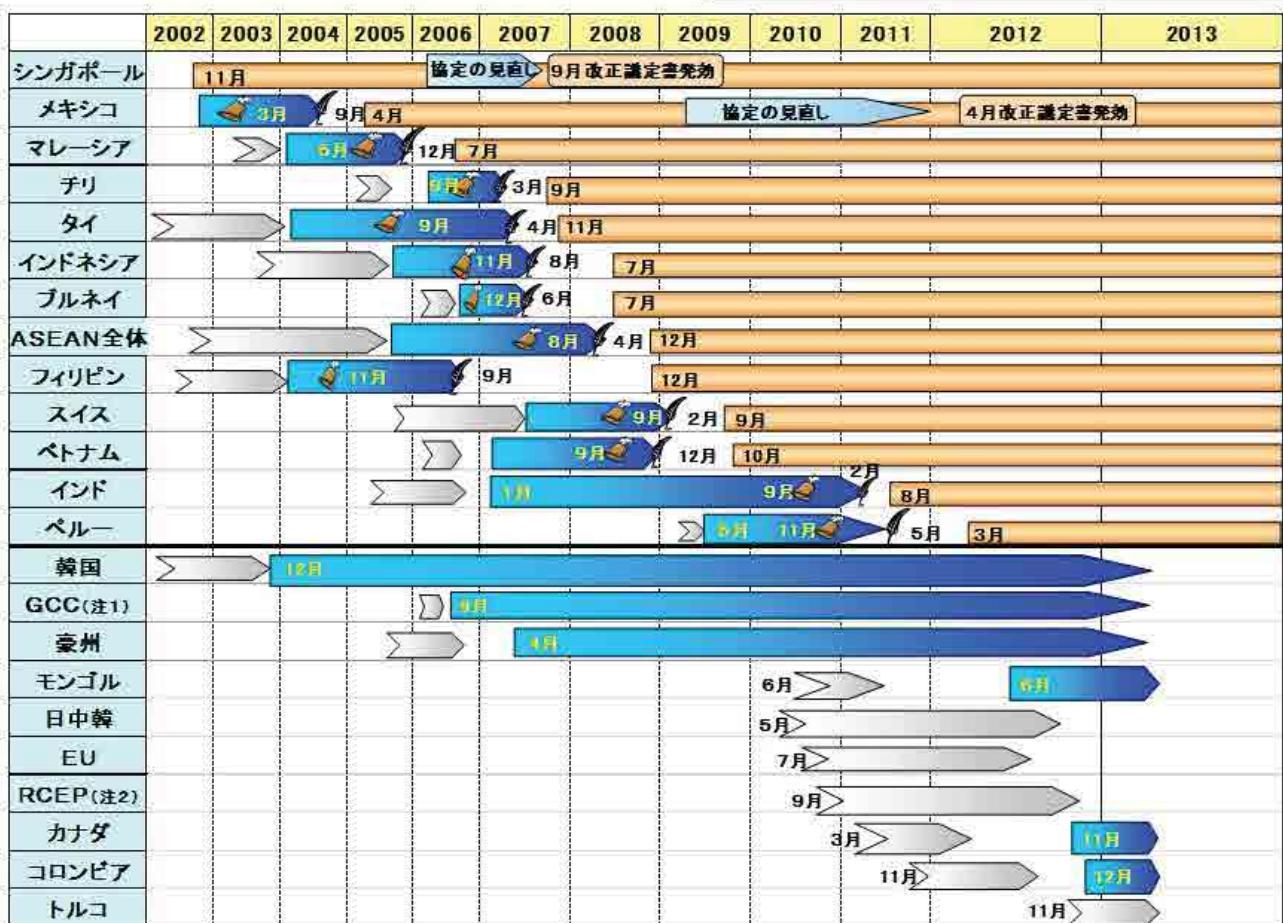
T P P（環太平洋パートナーシップ）協定については、政府全体として国益にかなう最善の道を求めていくこととしております。

(注) T P P協定交渉には、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの11か国が参加しています。欧州では、E Uとの経済連携交渉に積極的に取り組みます。

財務省は、関税政策・税関行政を所管する立場から、関係省庁との連携を密にし、こうした具体的な取組を推進していきます。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況(平成25年3月現在)

各国とのEPAの進捗状況



(注1)GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クエート、サウジアラビア、バーレーン

(注2)RCEP(東アジア地域包括的経済連携) ASEAN+3(ASEAN10か国+日中韓)とASEAN+6(ASEAN10か国+日中韓豪NZ印)が、ASEAN側の提案でRCEPと呼称を改めたもの。

① 業績目標5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

近年サプライチェーンの複雑化・高度化が進む中、我が国の今後の成長促進策の一環として、日本企業の海外展開を支援するため、途上国税関への技術支援を行うこととしています。このような貿易に関するサプライチェーンの信頼性確保や貿易円滑化の取組は、平成24年末に京都で開催されたWCO政策委員会における議論の成果に沿ったものであり、WTOドーハ・ラウンド貿易円滑化交渉などの国際的協議の場においても、精力的に議論されているところです。こうした観点から当該目標を「重点目標」として設定しています。

① アジアにおける税関近代化・高度化支援の取組

日本企業がASEAN諸国等を中心にサプライチェーンを高度化・複雑化させている現状も踏まえ、関税技術協力（関税評価や関税分類といった基礎的な税関分野を中心とした、途上国に対するキャパシティビルディング支援）により、我が国と経済的関係性の深い国における貿易手続の改善を通して相手国における貿易ビジネス環境の改善に積

極的に関与していきます。

具体的には、平成23年10月から11月にかけて、財務省関税局は、相手国税関の現状分析や日系企業の要望等を踏まえつつ、ADB、JICA及びWCOの4者とASEAN各国の税関との間で、貿易円滑化の目標、スケジュール、及び国ごとの支援策（複数年支援計画）について、相手国との間で合意するに至りました。

こうした中、平成23年7月には、日越両国税関当局間において、ベトナム税関の近代化のための通関手続の電子化等を目的として、我が国のNACCSをベースにした新システムをベトナムに導入することで基本的な合意に達し、平成24年3月には両国政府間で無償資金協力案件として合意に達したことから、ベトナム税関と共同して新システムの開発を行っているところです。本件においては、ベトナムが日本の優れた技術を活用した通関システムを構築するよう積極的に関与していくとともに、同システムが実現する貿易手続の所要時間短縮や貿易コストの縮減等を通して、貿易円滑化を着実に推進していきます。平成25年度においては、事務処理要領の作成支援、ベトナム税関職員及び民間利用者に対する説明会の開催支援等を実施し、円滑なシステム稼働に向けた取組を実施していきます。

その他の国においても、今後とも、各国に進出している日本企業からの具体的な貿易円滑化ニーズなどを踏まえ、きめ細かな関税技術協力を実施しその成果を定期的に検証する方針です。

② WCO等国際機関等における取組

WCOは、税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化や税関分野における国際貿易の安全確保の取組を進めているところ、我が国は「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の各国における着実な実施を推進し、その具体的成果を追求するとともに、WCOで行われている税関分野における手続等の国際的調和・簡素化に向けた各種取組に積極的に貢献しております。我が国は、これらの取組を通じ、我が国企業の国際競争力の強化、及び我が国経済の成長力強化を図ってきているところ、引き続きこれらの取組を推進していきます。また、この観点から適当と判断される内容が国際標準として反映されるよう取り組むことを基本方針とします。更に、WCOにおいて進められている不正薬物等の水際取締に係る国際協力の推進にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献していきます。

平成24年12月にWCOの政策全般を検討する政策委員会を京都に招聘しました。この場では、税関が世界経済に積極的に貢献するための方策につき議論が行われ、その結果、税関当局として貿易円滑化の推進を通じた経済成長への取組を一層進めることとされました。この議論を踏まえた具体策として、WCOがこれまでに作成した条約・ガイドライン等を体系的に整理し、政策パッケージとしてまとめた「経済競争力パッケージ（ECP）」に関する行動計画が承認されました。また、ADBを通じた貿易円滑化のための資金的貢献の対象地域の拡大とAfDB（アフリカ開発銀行）及びIDB（米州開発

銀行）を通じた新たな資金的貢献を表明しました。今後とも、これらのMDBs（国際開発金融機関）への資金的貢献を通じて、税関能力強化、基礎的な制度等の構築支援、通関手続の調和化支援等を実施することにより、一層、世界的な貿易推進を図ってまいります。

知的財産侵害物品の水際取締りの強化についても、積極的に取り組んでいきます。我が国が提唱したACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）について、我が国は平成24年10月5日に閣議決定を経て受諾書を寄託し、同協定の最初の締約国となりました。今後は、ACTAの早期発効及び加盟国拡大に向けて、引き続き関係省庁と協力して取り組んでいきます。

WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行っていきます。

さらに、WTOドーハ・ラウンド交渉においては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進めるため、実効性のあるルールの策定を目指し、積極的に貢献していきます。

③ 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域とヨーロッパとの間の地域協力の枠組みであるASEM等の枠組みについても、貿易円滑化に関する上述の我が国の構想などを推進する観点から積極的に活用します。

平成25年度のAPECにおける我が国の取組としては、税関手続きの調和・簡素化を目的とする18項目の共同行動計画のうち、特にAPEC域内におけるAOE制度の構築、シングルウインドウの構築及び知的財産権侵害物品の水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国的能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化等の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

ASEMでは、平成23年10月にホアヒン（タイ）で開催されたASEM関税局長・長官会合において、①貿易円滑化及び物流の安全、②知的財産権の保護、③社会及び環境の保護における税関の役割、④ビジネスとの関係強化等を中心に議論し、「ホアヒン宣言」を取りまとめました。我が国としては、同会合で承認されたASEM貿易円滑化行動計画（平成24年－平成26年）に基づき、ASEM域内における貿易円滑化の促進に引き続き貢献していくとともに、ASEMがアジアと欧州の間の比較的多数の国が参加する地域協力の枠組みであることを踏まえ、WCOを含めた国際的な税関分野での手続等の国際的調和に向けた議論において、我が国の立場が反映されるための枠組みとして活用してまいります。日本、中国、韓国の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、平成19年より日中韓3か国での情報交換等の協力関係を強化するため日中韓3か国関税局長・長官会議を開催しています。平成23年11月の第4回会議において策定された「日中韓3か国税関の協力に係る改定行動計画」に基づき、①知的財産権の保護、②税関取締及び密輸情報の交換、③AOEの相互承認、④税関手続及び貿易円滑化、⑤人材育成の

強化、⑥国際フォーラム（WTO、WCO、ASEAN10+3、APEC、ASEM等）における協力の6分野において、3か国税関当局の協力強化の取組が進められています。今後とも、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

④ E PAにおける税関協力等に関する取組

E PAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで発効に至っているE PAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のE PA交渉においても、税関分野における手続等の国際的調和を推進するため、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

⑤ 税関当局間の情報交換等に関する取組

E PA等を通じて貿易円滑化に取り組んでいますが、その一方では、国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決（税関相互支援協定）を締結しています。これまで、米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港、EU、マカオ、オランダ、ロシア、イタリア及び南アフリカと締結しており、平成24年度においては、新たにノルウェーと交渉を開始しました。今後も、各国との締結に向け努力していきます。

さらに、これまで発効に至っているE PAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、スイス、インド及びペルーとのE PAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のE PA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。今後も、上記のような、税関当局間の情報交換等に関する取組を促進するため、平成25年度目標値を「増加」とします。

◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

（単位：国・地域）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値
締結数	20	21	22	24	増加

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注1）各年度末における累計。

（注2）締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているE PAを計上。

5. 参考指標（2指標）

- アジア諸国との貿易額・シェアの推移
- 関税負担率の推移とその国際比較【再（総5）】